

鳥取県告示第705号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年1月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭男

1 申請のあった年月日

平成22年11月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ライヴ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大田 百子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市淀江町中間691

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。